

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の資格例

1. 福岡県南水道事業給水装置工事技術者資格統一試験委員会が行った試験を合格または基準を満たし、各水道事業者が発行をした 【 2級配管技工 】
2. 【 1級建築配管技能士（厚生労働大臣） 】 【 2級建築配管技能士（都道府県知事） 】
【 3級建築配管技能士（都道府県知事） 】
3. 都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者
【 訓練校修了証 または 技能士補技能照査合格証書 】
4. 【 給水装置工事配管技能者証（公益財団法人給水工事技術振興財団） 】
5. その他、企業長が認めるものとして、他の水道事業者により発行された配管技能資格。ただし、試験または講習等で十分な技能と知識があることを確認して付与されたもので、試験または講習の内容を発行元から証明ができること。

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の資格例外

1. 【 1級管工事施工管理技士（国土交通大臣） 】 【 2級管工事施工管理技士（国土交通大臣） 】
2. 【 配水管技能者（日本水道協会） 】